

## 法律科目試験問題（刑事訴訟法） 配点 50 点

〔第 1 問〕 次の用語について、関連する刑事訴訟法等の条文に言及しつつ、150 字程度でその意味を説明しなさい。（配点 30 点）

- ① 勾留期間の延長
- ② 冒頭陳述
- ③ 再伝聞証拠

〔第 2 問〕 次の事例中の警察官 P の活動の適法性について検討しなさい。（配点 20 点）

### 【事例】

警察官 P は、かねてから内偵捜査中であった暴力団 X 組について、「X 組のバッジをつけた Z と名乗る男から覚せい剤を買った。X 組の事務所の専用番号に電話すれば、覚せい剤を受け取る場所を指定されるようになっていた。」との覚せい剤常習者 A の供述を得た。そこで P は、被疑者を Z 、罪名を覚せい剤取締法違反、捜索場所を T 市 S 町所在の X 組事務所、差し押さえるべき物を「Z または X 組関係者が所持する覚せい剤、X 組のバッジ等の標章、その他 X 組の関係者による覚せい剤取引に関連する文書及び物件」とする捜索差押許可状の発付を受けた。

平成 28 年 8 月 21 日午前 9 時、P は同僚警察官とともに上記令状を携えて X 組事務所に赴き、応対に出た若い男 Y に令状を示して事務所内に入った。これに対して Y は、「Z の兄貴はおらん。うちの組では覚せい剤は扱っていないから、勝手に入るな。」などと抗議したが、P が Y に対し、「令状が出ているから邪魔するな。立会人になってもらうが、抵抗したら公務執行妨害で逮捕する。」と告げると、それ以降、Y はおとなしくなった。

室内の捜索に着手した P らは、事務所内の戸棚、Y に開錠させた金庫、デスクの引き出し等を調べたが、覚せい剤は発見されなかった。そこで P はあらかじめ A から聞いていた覚せい剤取引の専用電話の番号を Y に告げ、「この番号の電話はどれだ。」と尋ねたところ、Y は衝立の陰の壁際にある電話を指さした。P はこの電話の横のホワイトボードに 20 件ほどの電話番号の他に「8/19 A 0.5」などと書かれているのを見つけた。P はこれが A に覚せい剤を売ったことに関するメモであると考え、ホワイトボードを写真撮影した。さらに P は、Y も覚せい剤取引に関わっている可能性があると考え、Y を壁際に立たせ、前方と左右側方から Y の上半身を撮影した。

P らは 1 時間以上にわたって X 組の事務所内を捜索したが、結局、令状に列挙された覚せい剤等は発見することができず、平成 28 年 8 月 21 日午前 10 時 20 分頃、捜索を終了した。